

はじめに.....	3
—『自分らしく生きる』を要にして憲法と社会保障を理解する	
<b>1 自分らしく生きる.....</b>	<b>11</b>
平和の集会で語られた「私らしく生きたい」という願い	
『自分らしく生きる権利』は憲法の核心	
生命『生存、生活は幸福追求の前提	
9条と25条は幸福の条件	
憲法は普通の人間像を前提に	
経済合理人という財界的モデル	
憲法的人間像	
<b>2 生命・身体はだれのもの.....</b>	<b>23</b>
自分のものでなければ自分らしい生活はできない	
封建社会では個人の命は支配者の所有物	
絶対君主の財産として人間—「人口」として人間を捉えてはならない	
封建的共同体の互助機能	
共同体の解体と所有権	
まずは所有権(所有の自由)	
<b>3 憲法の成立と「自分らしさ」.....</b>	<b>31</b>
憲法とは何か—権力の手を縛り国民の権利を守るもの	
近代憲法の創設者ジョン・ロックと固有の権利	
個人が理性に照らして自分で判断する—自己決定権	
知る権利・自己決定権・人格権	
自己決定権と『エホヴァの証人事件』	
1689年・1789年・1889年	
「政府が決める」というのは立憲主義に反する	
憲法98条と96条—違憲の法律は無効	
天皇も憲法を遵守する	
安倍政権は憲法違反・立憲主義違反をしている	
財界が教えた立憲主義違反の手法—首相独断と閣議決定乱発	
軍産複合体・軍事経済への道を防ごう	
立憲主義の核心は個人の尊重	
市民社会の主人公としての理性を磨く	
イギリスの例から	
スウェーデンでは「自分らしく生きること」が成人のあかし	
専門家は国民の理性の役割を果たす	
<b>4 社会保障への歩み.....</b>	<b>55</b>
社会保障の概観—生活と運動	
個人の手には負えない生活問題が対象	
資本主義社会の「自由」と自己責任	
多くの人は貧困に	
産業革命と生活問題の深刻化	
支配層も問題視するように—ルールをつくる	
社会的規制なしには労働者のいのち・健康は守れない	

思想面でも変化が	
社会問題にするために社会運動が必要	
民主主義の発展	
国民の運動が社会保障を前進させた—『騒ぎ』なくして社会保障改善なし	
<b>5 現代の憲法と社会権</b> .....	69
「自由権から社会権」へのあらし	
第一次世界大戦の悲痛な経験から	
人間たるに値する生活を営む権利	
大西洋憲章と基本的人権	
ポツダム宣言・国連憲章・ベバリッジ報告へ	
社会保障の権利	
世界人権宣言と社会保	
国際人権規約—健康を享受する権利	
生存権と政府の責任—日本国憲法	
国民の不断の努力によって維持される	
社会保障を広くとらえる	
総合的生活保障	
<b>6 自由に生き方を選択できる社会のイメージ</b> .....	85
日本における「選択できる福祉」のまやかし	
スウェーデンの「自由選択社会」とは	
スウェーデンにおける賃金の決め方	
積極的労働市場政策	
解雇をチャンスと言える制度	
社会保障が選択の自由の土台に	
自由選択社会のイメージ—家庭・学校・職場に往復可能な橋が	
憲法と社会保障が橋の役割を	
<b>7 日本国憲法は国民が作った</b> .....	99
—「押しつけ憲法論」は成り立たない	
押しつけ憲法論の役割	
ポツダム宣言を実行する中で憲法は生まれた	
安倍晋三の厚顔無恥	
ポツダム宣言の内容	
ポツダム宣言を受諾した理由—天皇制維持のため	
非軍国主義化と民主化が憲法の枠組み	
憲法研究会要綱	
突き返された政府案	
五日市憲法を尊重する皇后	
国会での議論を通してどう変わったのか—第1条	
25条の場合	
国内の反応	
憲法を守り、後世に伝えるのは、国民の義務—アメリカ独立宣言と響きあう	
<b>おわりに</b> .....	115
—『大飯原発』判決・『自分らしく生きる』ことを侵害するのが原発	